

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

吉岡町長 柴崎 徳一郎

市町村名 (市町村コード)	吉岡町 (103454)
地域名 (地域内農業集落名)	駒寄地区 (大久保・漆原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心経営体を含めた農業者の高齢化が進んでいるため、新たな農地の受け手の確保が必要。
中心経営体になり得る農業者の耕作面積を拡大するために必要な労働力の確保が難しい。
宅地開発が進み、子育て世代に農業(農薬、堆肥等)の理解が得にくくなっている。
住宅、店舗開発が進む地域では、麦類など大型農機を使用する作目の営農が難しくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

開発が進む大久保地区では、変化が著しく、集積、集約が難しい状況のため、駒寄ICに近いなどの利点を活かして、市民農園や観光農業、都市農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	208.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	208.04 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
開発が盛んな地域を避け、第1種農地を中心に農地の集積、集約を行う。 遊休農地の情報提供を強化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を確認し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行っていない農地は整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--